児童養護施設等入所児童の権利擁護に係る通知等

- ①「児童の権利に関する条約」の批准 平成6年5月16日
- ②児童福祉法の改正 平成9年6月
- ③通知「児童養護施設における適切な処遇の確保について」 平成9年12月8日
 - ・運営指導・指導監査等を通じた施設処遇の実情把握と指導
 - 事件発生の際の迅速な対応
 - ・児童福祉施設職員に対する研修・指導の充実
- ④児童福祉施設最低基準の改正 平成10年2月
 - ・施設長が懲戒に係る権限を濫用することを禁止
- ⑤通知「懲戒に係る権限の濫用禁止について」 平成10年2月
 - ・権限の濫用について詳細に規定
- ⑥児童相談所運営指針の改定

平成10年3月

- ・児童相談所が施設入所措置を採る際に児童に対して児童が有する権利につい て説明
- ・児童相談所が定期的に施設を訪問し児童と面接して児童の意向を把握
- ・児童からの施設への苦情や不満についても訴えを傾聴し、客観的事実の把握 に努めるよう指導
- ⑦通知「平成11年度児童福祉行政指導監査の実施について」 平成11年3月
 - ・指導監査の際、「体罰等懲戒権が濫用されていないか」を重点事項として実 施するよう指導
- ⑧通知「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」 平成11年10月
 - ・最低基準改正の趣旨が徹底されているか総点検するよう指示
- ⑨社会福祉法の成立平成12年6月

⑩通知「児童福祉の増進のための社会事業法等の一部を改正する等の法律の一部 の施行等に伴う児童家庭局所管の福祉サービスの利用の際の情報提供等に ついて!

平成12年6月

- ・児童養護施設等の措置により入所される児童福祉施設について施設入所時及 び児童相談所による適切な情報提供がされるように指示
- ①通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの 方針について」

平成12年6月

社会事業法の一部改正に伴い、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされた

新たに導入される苦情解決の仕組みが円滑に機能するよう指針を示したもの

- 苦情解決の仕組みの目的
- 苦情解決体制 (苦情受付、第三者委員等)
- ・ 苦情解決の手順 等について明示する
- ⑩通知「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」

平成12年8月

苦情に対応に関する児童福祉施設の一部改正について

- ・運営適正化委員会の設置等改正の趣旨
- ・苦情の申出人の範囲
- (3)子ども虐待対応の手引きの改定

平成12年11月

- ・施設内虐待への対応について助言
- ・必要な措置の内容 等について明示する
- (4)通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」

平成13年6月

大阪府内の小学校における児童の殺傷事件を受け、児童福祉施設等における日常の安全管理、緊急時の安全確保について指導

- ・具体的な点検項目を明示
- ⑤通知「国籍不明な養護児童等への適切な対応について」

平成13年9月

- ・「児童の権利に関する条約」第7条の規定に基づき、国籍不明や国籍不明の 児童についても相談を受理し、不利益を受けない様に指導
- 国籍、在留資格の取得に関する援助について指導

- (⑥通知「被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について」 平成13年12月
 - ・面会や一時帰宅に関する援助計画、処遇指針について明示
 - ・一時帰宅に関する留意事項について指導
- ①通知「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」 平成14年4月
 - ・保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、について第三者評価基 準等を設け、事業の利用を促す

平成15年6月

- ・児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設について第三者評価基準等を 設け、事業の利用を促す
- (B)里親が行う養育に関する最低基準の改正 平成16年12月
 - 里親が懲戒に係る権限を濫用することを禁止
- 19児童福祉施設最低基準の改正

平成16年12月

- 児童福祉施設職員が入所児童に対し、虐待等を行うことを禁止
- 児童福祉施設職員の秘密保持義務について規定
- ⑩児童福祉施設最低基準の改正

平成17年2月

- ・児童福祉施設職員の専門性の確保について規定
- ・児童養護施設等について、自立支援計画の策定を義務化
- ・苦情解決における第三者委員の設置を促進
- ② 通知「児童養護施設等における事故防止の徹底について」 平成18年2月
 - ・事故防止のための再点検・職員研修等について周知徹底
- ② 通知「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」 平成18年10月
 - ・施設内虐待防止のための取組ついて周知徹底
 - ○児童福祉施設職員の資質の向上のための体制の整備
 - ○子どもの意見表明の機会及び施設運営の透明性の確保
 - 〇各児童福祉施設との連携体制の確保及び強化

○ 入所児童の権利擁護の状況

1. 苦情解決のための取組状況

	施設数	あり	苦情受付窓口を 設置	苦情解決責任者を 設置	共同で第三委員を 設置	単独で第三者 委員を設置
70 to 04	117	115	111	113	51	53
乳児院 	117	98. 3%	94. 9%	96. 6%	43. 6%	45. 3%
		550	532	529	179	339
児童養護施設 	558	98. 6%	95. 3%	94. 8%	32. 1%	60. 8%
hat charged 10 km +10 × 0 km +15 = 0.	0.7	27	25	24	16	13
情緒障害児短期治療施設	27	100.0%	92. 6%	88. 9%	59. 3%	48. 1%
旧本点上士城长礼	E0.	57	53	52	8	46
児童自立支援施設	58	98. 3%	91.4%	89. 7%	13. 8%	79. 3%

2. 「児童の権利ノート」の活用等(児童養護施設の状況)

	施設数	割合
行政で作成したものを配布	213	55. 6%
施設独自で作成したものを配布	43	11. 2%
行政と施設が共同作成したものを配布	82	21. 4%
なし	41	10. 7%
無回答	4	1.0%
合計	383	100.0%

資料:全養協調べ(平成18年度の状況)

資料:社会福祉施設等調査報告(平成17年10月1日現在)

3. 第三者評価事業の受審(児童養護施設の状況)

	施設数	割合
あり	86	22. 5%
なし	282	73. 6%
無回答	15	3. 9%
合計	383	100.0%

資料:全養協調べ(平成18年度の状況)

児童家庭支援センターの概要

1. 趣 旨

児童家庭支援センターは、地域に密着した相談・支援体制を強化するため、 虐待や非行等の問題につき、児童、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、 必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導 及び児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行うことを目的とする。

2. 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体並びに民法(明治29年法律第89号) 34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人とする。

3. 事業内容

- (1) 虐待や非行等、児童の福祉に関する問題につき、児童、母子家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- (2) 児童相談所が、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導 が必要な児童及びその家庭について、指導措置を児童家庭支援センターに 委託して指導を行う。
- (3) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

4. 職 員

- (1) 相談・支援を担当する職員(常勤1名、非常勤1名)
- (2) 心理療法等を担当する職員(非常勤1名)
- 5. 法律上の根拠 児童福祉法第44条の2
- 6. 補助根拠・・・予算補助
- 7. 補助方法・・・直接補助
- 8. 補助率・・・・1 / 2 (国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

9. その他

センターは、児童福祉施設の相談指導に関する知見や夜間・緊急時の対応、 一時保護等に当たっての施設機能を活用する観点から、児童養護施設等の児童 福祉施設に附置する。

(参考)

平成19年2月1日現在 65か所

児童家庭支援センターの事業実施状況について

1. か所数の推移

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
実績	5か所	12か所	20か所	30か所	40か所	46か所	52か所	59か所

2. 年間相談件数の推移(電話相談、来所相談、訪問相談の合計)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
電話相談	_	2, 109	5, 013	9, 904	15, 474	21, 187	22, 043	27, 688
来所相談		1, 934	4, 063	6, 315	9, 742	13, 947	15, 079	17, 106
訪問相談	_	536	909	1,916	3, 271	5, 240	5, 953	8, 038
計	(90. 4) 452	(381. 6) 4, 579	(499. 3) 9, 985	(604. 5) 18, 135	(712. 2) 28, 487	(877. 7) 40, 374	(828. 0) 43, 057	(895. 5) 52, 832

※ ()は1か所あたりの相談件数

児童家庭支援センター一覧

(平成17年度)

No	県番	\$	県名	児童家庭支援センター名	設置	経営主体	施設名	7	所在地	Tel
1		1 #	海道	エンゼルキッズこども家庭支 援センター	社法	聖母会	養護施設)	061- 1121		011-372- 8341
2		1 71	海道	児童家庭支援センター くる み	社法	函館厚生院	17.0岁第11日茶菜	041- 0803		0138-46- 5095
3	_	1 31	海道	十勝子ども家庭支援センター		池田社会福祉事 業協会	十勝学園(児童 養護施設)	080- 0809		0155-22- 3322
4		1 3	上海道	美深子ども家庭支援センター	社法	美深育成園	美深育成園(児 童養護施設)	098- 2226		01656-9- 2500
5		1 3	上海道	日高子ども家庭支援センター	社法	和光会		057- 0026	浦河郡浦河町字向別470番 地	01462-4- 4050
6	3	1 3	上海道	子ども家庭支援センター オ ホーツク	社法	北光福祉会	北光学園(児童 養護施設)	099- 0700	紋別郡生田原町227-2	01584-5- 3211
-	7	1 3	上海道	釧路こども家庭支援センター	社法	釧路まりも学園	釧路まりも学園 (児童養護施 設)	085- 0011	釧路市旭町16-5	0154-32- 1150
	В	1 2	比海道	光が丘子ども家庭支援セン ター	社法	光が丘学園	光が丘学園(児 童養護施設)	068- 0827	岩見沢市春日町2-3-7	0126-22- 4486
-	9	2 1	青森県	児童家庭支援センター 太陽	社法	弘前愛成園	弘前愛成園(児 童養護施設)	036- 8154	弘前市豊原1-1-3	0172-33- 3611
10	0	3	台手県	児童家庭支援センター 大洋	社法	大洋会	大洋学園 (児童養護施 設)	022- 0006	大船渡市立根町字下欠125 番地15	0192-21- 3130
1	1	4	宮城県	旭が丘学園児童家庭支援セン ター	社法	旭が丘学園	旭が丘学園 (児童養護施 設)	988- 0076	気仙沼市舘山2-2-32	0226-22- 6677
1	2	8	茨城県	同仁会児童家庭支援センター	社法	同仁会	臨海学園 (児童養護施 設)	318- 0011	高萩市肥前町1-80	0293-22- 2357
1	3	8	茨城県	茨城県道心園児童家庭支援セ ンター	社法	茨城県道心園	茨城県道心園 (児童養護施 設)	300- 0061	茨城県土浦市並木3丁目18番5号	029-821- 2575
1	14	10	群馬県	児童家庭支援ホーム 希望館	社法	希望館	希望館 (児童養護施 設)	370- 0803	高崎市大橋町210	027-322- 5622
1	15	10	群馬県	こども家庭相談室	社法	三晃福祉会	東光虹の家 (児童養護施 設)	373- 0025	太田市熊野町7-15	0276-22- 4754
	16	11	埼玉県	愛泉こども家庭センター	社法	愛の泉	愛泉寮 (児童養護施 設)	347- 8510	加須市土手2-15-57	0480-62- 2433
	17	11	埼玉県	こども家庭支援センター シャローム	社法	同仁学院	同仁学院 (児童養護施 設)	350- 1205	日高市原宿261	0429-89- 1535
	18	12	千葉県	ファミリーセンタービオラ	社法	一粒会	野の花の家 (児童養護施 設)	292- 0201	千葉県木更津市真里谷1879-2	
	19	12	千葉県	こやま・家庭支援センター	社法	チルドレン・ ラダイス	パ 子山ホーム (児童養護施 設)	298- 0003	千葉県夷隅郡大原町深堀68 9-1	0470-63- 1919
	20	17	石川県	あすなろ子育て広場	社法	北伸福祉会	あすなろ学園 (児童養護施 設)	927- 0036	鳳至郡穴水町志ヶ浦15字1 一3	0768-52- 4141
Ì	21	17	石川県	ファミリーステーション い なみえん	社法	伊奈美園	伊奈美園 (児童養護施 設)	922- 0412	加賀市片山津温泉井6番地	0761-75- 8889
	22	18	福井県	児童家庭支援センターたける	、市立	武生市	武生市立進修 園(児童養護 設)		武生市芝原1-1-8	0778-22- 3077
	23	18	3福井県	児童家庭支援センター 白柏	社法	白梅学園	白梅学園 (児童養護施 設)	914- 0058	福井県小浜市小浜白鬚112 白鬚業務棟2階	2360
	24	2	岐阜県	子ども家庭支援センター ま の穂	ž 社治	支 報恩会	麦の穂学園 (児童養護施 設)	9131	中津川市千旦林1468	0573-68- 6858
	25	2	1 岐阜県	子ども家庭支援センター き	社治	去 日本児童育成	日本児童育成 戊園 (児童養護施 設)		岐阜市長良森町 1 1 1	058-296- 2172
	26	2	1 岐阜県	大野子ども家庭支援センター	- 社治	去 樹心会	樹心寮 (児童養護施 設)	0515	揖斐郡大野町桜大門541	0585-35- 2329
-	27	2	2 静岡県	恵明学園児童家庭支援センター	社》	去 静岡恵明学園	静岡恵明学園 童部(児童養 施設)			- 055-983- 0555

児童家庭支援センター一覧

(平成17年度)

No	県番	県名	児童家庭支援センター名	設置主体	経営主体	施設名	Ť	所在地	Tel
28	24	三重県	子育て家庭支援センター '柊'	社法	明照净済会	精華学院 (児童養護施 設)	516- 0073	世紀市1471 アトクートニオコー	0596-28- 2678
29	25	滋賀県	こばと子ども家庭支援セン ター	社法	小鳩会	小鳩の家	520- 0027	大津市錦織一丁目14-25	077-522- 2910
30	26	京都府	中丹こども家庭支援センター	社法	舞鶴学園	舞鶴学園 (児童養護施 設)	625- 0026	京都府舞鶴市字泉源寺小字立 田 2 2 3	0773-62- 1315
31	27	大阪府	児童家庭支援センター 岸和 田	社法	阪南福祉事業会	あゆみの丘 (情緒障害児短 期治療施設)	596- 0808		0724-21- 2000
32	28	兵庫県	児童家庭支援センター キャンディ	社法	神戸婦人同情会	設)	661- 0974	尼崎市若王寺3-16-3	06-6491- 1811
33	28	兵庫県	児童家庭支援センター すみれ	社法	あいむ	アメニティホー ム広畑学園(児 童養護施設)	671- 1102	姫路市広畑区蒲田370-1	0792-30- 4445
34	29	奈良県	児童家庭支援センター てんり	社法	天理	天理養徳院 (児童養護施 設)	632~ 0018	天理市別所町715-3	0743-63- 8162
35	29	奈良県	児童家庭支援センター あす か	社法	飛鳥学院	飛鳥学院 (児童養護施 設)	633- 0053	桜井市谷480-3	0744-44- 5800
36	31	鳥取県	子ども家庭支援センター 希 望館	社法	鳥取こども学園	短期治療施設)	680~ 0061	鳥取市立川町5-417	0857-27- 4153
37	35	山口県	子ども家庭支援センター 海 北	社法	防府海北園	防府海北園 (児童養護施設)	747- 0064	防府市大字高井686	0835-26- 1152
38	35	山口県	こども家庭支援センター 清光	社法	清光園	清光園 (児童養護施 設)	754- 1251	吉敷郡阿知須町1448	0836-65- 1188
39	35	山口県	なかべこども家庭支援セン ター「紙ふうせん」	社法	中部少年学院	なかべ学院乳児 部 (乳児院)	750- 0081	山口県下関市彦島角倉町3丁 目6-17	0832-66- 1934
40	36	徳島県	こども家庭支援センターひかり	社法	矯風会	徳島児童ホーム (児童養護施 設)	771- 0131	徳島市川内町大松837-1	088-666- 2211
41	37	香川県	児童家庭支援センター けいあい	社法	恵愛福祉事業団	設)	769- 2705	東かがわ市白鳥956	0879-25- 6067
42	38	愛媛県	こども家庭支援センターみどり	社法	宇和島厚生協会	設)	798- 0003	宇和島市住吉1-6-16	0895-26- 2282
43	39	高知県	児童家庭支援センター びゃ くれん	社法	同朋会	白蓮寮 (児童養護施 設)	789- 1201	高岡郡佐川町甲1110一1	0889-20- 0203
44	40	福岡県	児童家庭支援センター 「あ まぎやま」	社法	甘木山学園	甘木山学園 (児童養護施 設)	837- 0905	大牟田市大字甘木 1 1 5 8	0944-58- 6636
45	42	長崎県	県央児童家庭支援センター	社法	大村子供の家	大村子供の家 (児童養護施 設)	856- 0811	大村市原口町591-2	0957-5- 9431
46	43	熊本県	キッズ・ケアー・センター	社法	慈愛園	シオン園 (児童養護施 設)	864- 0041	荒尾市荒尾4110	0968-62- 0222
47	44	大分県	別府光の園児童家庭支援セン ター	社法	別府光の園	光の園白菊寮 (児童養護施 設)	874- 0838	別府市大字鶴見4236(荘園町 8 組)	0977-27- 0874
48	47	沖縄県	児童家庭支援センターなごみ	社法	ひんぷん会	なごみ (児童養護施 設)	905- 0013	名護市城2-7-16	0980-54- 8531
49	48	札幌市	興正こども家庭支援センター	社法	常徳会	興正学園 (児童養護施 設)	001- 0904	札幌市北区新琴似4条9-1 -1	011-768- 5660
50	48	礼幌市	羊ヶ丘児童家庭支援センター	社法	羊ヶ丘養護園	羊ヶ丘養護園 (児童養護施 設)	062- 0051	札幌市豊平区月寒東1条17 丁目4番33号	011-851- 3279
51	5	千葉市	子ども未来サポートセンター ほうゆう	社法	鳳雄会	ほうゆうキッズ ホーム (児童養 護施設)	262- 0013	千葉市花見川区犢橋町675	043-215- 2001
52	5:	2横浜市	児童家庭支援センター おお いけ	社法	旭児童ホーム	旭児童ホーム (児童養護施 設)	241- 0001	横浜市旭区上白根町914-7	045-953- 1270
50	5	3 川崎市	しゃんぐりらこども家庭支援 センター	社法	母子育成会	しゃんぐりらべ ビーホーム (乳 児院)		川崎市幸区小倉50-1	044-520- 3608

児童家庭支援センター一覧

(平成17年度)

No	県番	県名	児童家庭支援センター名	設置 主体	経営主体	施設名	∓,	所在地	Tel
54	55	 名古屋 市	子ども家庭支援センター さくら	社法	昭徳会	名古屋養育院 (児童養護施 設)	457- 0014	名古屋市南区呼続四丁目26 -37	052-821- 7867
55	57	大阪市	児童家庭支援センター博愛社	社法	博愛社	博愛社 (児童養護施 設)	532- 0028	大阪市淀川区十三元今里3-1- 72	06-6301- 0375
56	58	神戸市	少年の町子ども家庭支援セン ター	社法	神戸少年の町	神戸少年の町 (児童養護施 設)	655- 0872	神戸市垂水区塩屋町梅木谷7 20	078-751 - 0123
57	58	神戸市	神戸真生塾子ども家庭支援センター	社法	神戸真生塾	神戸真生塾 (児童養護施 設)	650- 0004	神戸市中央区中山手通7丁目 25-38	078-341- 6493
58	60	北九州市	双葉学園児童家庭支援セン ター	社法	双葉会	双葉学園 (児童養護施 設)	803- 0273	北九州市小倉南区長行東3- 13-28	093-451- 2800
59	73	金沢市	こども家庭支援センター 金 沢	社法	享誠塾	享誠塾 (児童養護施 設)	921- 8105	金沢市平和町3-23-5	076-243- 8341

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、 就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就 業の支援を行い、あわせて自立援助ホーム退所児童につき相談その他の援 助を行う。

2 沿 革

昭和63年度 創設(自立相談援助事業)

平成10年度 児童福祉法の改正により児童居宅生活支援事業として

法定化(名称を「児童自立生活援助事業」に変更)

平成16年度 児童福祉法改正により、①入所児童に対する就業支援、

②退所児童に対する相談・援助の役割を明確化

3 法律上の根拠 児童福祉法第6条の2 第1項

4 補助根拠 予算補助

※ 平成17年度より、「児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)」の対象。

5 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

6 補助率 1/2(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

(参 考)

・か所数

平成19年2月1日現在、全国41施設で実施。

86

自立援助ホームの現況について

施設数

35か所 (平成18年2月1日現在)

定員10人以上 8か所 定員10人未満 27か所

1. 運営主体

社会福祉法人	NPO法人	任意団体	合計
19か所	14か所	2か所	35か所
54. 3%	40.0%	5. 7%	100.0%

3. 職員の数

総数	常勤	非常勤
125人	71人	54人

2. 定員及び在籍児童数

定員	在籍児童数	入所率
263人	163人	62. 0%

4. 在籍児童の状況

(1) 在籍児童の男女別数 (2) 在籍児童の年齢別数

男	女
109人	54人
66. 9%	33.1%

区分	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳以上	平均年齢	
8	5人	19人	26人	22人	37人	17.8歳	
男	3. 0%	11.5%	15.8%	13. 3%	22. 4%	17. 0,5	
	1人	13人	12人	11人	17人	17.8歳	
女	0. 6%	7. 9%	7. 3%	6. 7%	10. 3%		
	6人	32人	38人	33人	54人	17.8歳	
合計	3.6%	19.4%	23. 0%	20. 0%	32. 7%		

自立援助ホーム一覧

(平成17年度) 経営主体 施設名 県名 Ŧ 住 所 電話 028-651-1 栃木県 (NPO) 青少年の自立を支える会 星の家 321-0963 宇都宮市南大通り4丁目2-18 0161 (任意団体) 青少年の自立を支える 027-251-2 群馬県 ぐんま風の家 371-0017 前橋市日吉町1-4-15 2422 群馬の会 (NPO) 青少年の自立を支える埼玉 上尾市仲町2-13-15エステート 048-776-ベアーズホーム 362-0035 3 埼玉県 の会 大島105 6544 048-932-(NPO) 青少年の自立を支える埼玉 Cape Diem(カーペディーエム) 4 340-0004 草加市弁天町1-26-50 埼玉県 の会 2088 千葉県君津市久保4-9-5 サン 0439-54-5 千葉県 (NP0) セカンドベース 人力舎 299-1144 \イツ101, 102 3440 0438-98-千葉県 自立援助ホームバオバブの木 6 (NPO) バオバブの木 292-0051 木更津市清川1-5-20 6186 03-3951-7 東京都 (財) 青少年福祉センター 青少年福祉センター 新宿寮 161-0032 東京都新宿区中落合1-6-22 9650 03-3850-8 東京都 (社福)清友会 清周寮 121-0064 東京都足立区保木間2-18-15 8573 03-3856-9 東京都 (社福)清友会 おうぎ寮 123-0873 東京都足立区扇1-12-20 2728 03-3304-10 東京都 (社福)青少年と共に歩む会 経堂憩いの家 156-0045 東京都世田谷区桜上水1-27-11 4702 03-3424-11 東京都 (社福)青少年と共に歩む会 三宿憩いの家 154-0005 東京都世田谷区三宿2-36-16 3313 03-3484-(社福)青少年と共に歩む会 12 祖師谷憩いの家 東京都 157-0065 東京都世田谷区上祖師谷3-3-15 3369 03-3994-13 東京都 (社福)礼拝会 聖家族寮ミカエラホーム 177-0035 東京都練馬区南田中1-13-40 3281 0424-92-14 東京都 (社福)子どもの家 あすなろ荘 204-0022 東京都清瀬市松山3-12-14 4632 042-539-東京都福生市大字大久野2169番 15 (NPO) 三宝会 東京都 元気さん 197-0000 4181 042-727-16 東京都 (NP0) 愛甲福祉会 あいこう 194-0032 町田市本町田3599-79 4334 042-527-(NPO)カリヨン子どもセンター 17 東京都 とびらの家 186-0013 国立市青柳1-12-14 2174 03-5668-(NPO) カリヨン子どもセンター ゆうやけ荘 18 東京都 133-0056 江戸川区南小岩3-8-10 0771 (NPO)子ども・青年と共に歩む長 0268-39-19 長野県 丸太の家 386-1327 上田市大字八木沢1418-17 野の会 8321 0538-23-(任意団体) デンマーク牧場こど 20 静岡県 デンマーク牧場 437-1311 静岡県袋井市山崎5914-367 もの家を支える会 4119 077-579-(NP0) びわこ青少年をサポートす 大津市比叡辻1丁目22-19 ビラ 比叡1階1号 21 滋賀県 芳原ホーム 520-0104 7567 06-6474-22 大阪府 (社福) 大阪児童福祉事業協会 自立援助ホームそらまめ 555-0012 大阪市西淀川区御幣島2-19-18 2500 0857-27-23 鳥取県 (社福) 鳥取こども学園 鳥取フレンド 680-0061 |鳥取県鳥取市立川町5-401 1198 0858-45-24 鳥取県 (社福) 鳥取こども学園 自立援助ホーム倉吉スマイル 682-0412 倉吉市関金町山口652 3130 0859-31-25 鳥取県 (NPO) ピアホーム ピアホーム 683-0052 鳥取県米子市博労町1-182-11 5339 0857-28-26 鳥取県 (NPO) 子どもセンターぼちぼち 自立援助ホームほうれん荘 680-0941 鳥取市湖山町北1-664 2666 0852-21-27 島根県 (社福) 双樹学院 富原寮 690-0012 松江市古志原5-2-25 5794 0888-31-28 高知県 (任意団体)岡田ホームを支える会|岡田ホーム 780-8015 高知市百石町3丁目14-34 0101 (NPO) 青少年の自立を支える青空 097-592-29 大分県 ふきのとう 870-0267 大分市大字城原1726-6 の余 3665 098-945-沖縄県島尻郡与那原町字上与那 沖縄県 30 (社福) 豊友会 島添ホーム 901-1202 原23-1 3411 仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目 022-719-31 (社福)東北福祉会 仙台市 せんだんの家 989-3201 5948 045-788-横浜市 32 (社福) 福光会 えんどうホーム 236-0032 横浜市金沢区六浦949-7 3491 045-848-33 横浜市 (社福) 福光会 藤江ホーム 234-0052 横浜市港南区笹下2-23-10 0069

NO	県名	経営主体	施設名	 T	住。所	電話
3- PLSS11	13 08 400 9090	(社福) 昭徳会	慈泉寮	466-0059	名古屋市昭和区福江3-5-10	052-831- 7722
35	京都市	(社福) 平安養育院	セルフサポートセンター 東樹	605-0062	京都市東山区新橋通大和大路東入三 丁目林下町400~3	075-551- 5656
36	大阪市	(社福) 大阪児童福祉事業協会	自立援助ホームそらまめMitejima	555-0012	大阪市西淀川区御幣島2-19-18	06-6474- 4300
37	北九州市	(社福)双葉会	双葉ホーム	803-0976	北九州市小倉南区横代葉山7-3	093-961- 5604

^{※ 10}番目の「経堂憩いの家」については、平成17年4月より休止中。

就職支度費の概要

1. 事業の目的・内容

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったものについて、その児童の就職に必要な寝具類、被服類等の購入費に充てるものとする。

また、保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童、保護者がいる場合でも、 養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経 済的援助が見込まれない児童の場合には、別途特別基準額を支弁する。

なお、平成18年度に創設した「大学進学等自立生活支度費」についても同様 の単価及び特別基準額を使用している。

2. 補助率 1/2 (国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)(児童入所施設措置費等)

3. 補助単価

○平成19年度予算

1人当たり単価支度費71,000円特別基準分137,510円

大学進学等自立生活支度費の概要

1. 趣 旨

近年、施設に入所している年長の子どもの退所後の進路も多様化し、専門学校や大学等への進学を希望する子どもも増えてきているが、現状では、大学等へ進学するために措置及び委託が解除されることとなった子どもについては「就職支度費」のような支援が行われないため、退所後、安定的な自立生活を送ることが困難となっている。

このため、平成18年度においては、大学等に進学するために施設を退所することとなった子どもに対しても、「就職支度費」と同額の大学進学等自立生活支度費を支給し、退所後の自立生活を支援する。

2. 事業内容

児童養護施設、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設に措置されている子ども並びに里親へ委託されている子どもであって、大学等に進学するために施設等を退所する子どもに対し、大学進学等自立生活支度費を支給する。

3. 補助率 1/2 (国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2) (児童入所施設措置費等)

4. 補助単価

〇平成19年度予算

1人当たり単価 支度費 71,000円

特別基準分 137,510円

(参考)

大学進学等自立生活費は、進学際しに必要な学用品や参考図書類等の購入に充てる 支度費と住居費や生活費等に充てる特別基準に分かれるが、特別基準については以下 に掲げる要件に該当し、都道府県知事等の認定を受けた場合にのみ支弁している。

- (1) 保護者のいない(死亡あるいは行方不明)子ども
- (2) 保護者がいる場合であっても、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、 保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない子ども